令和3年3月定例会提出条例について(当初分)

[市民総務部総務課]

【目次】

1	福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例及び福知山市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1 P
2	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1 ~ 2 P
3	福知山市認定こども園条例	2 ~ 3 P
4	福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3 P
5	福知山市総合福祉会館条例の一部を改正する条例	3 ~ 4 P
6	福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担 額等に関する条例の一部を改正する条例	4 P
7	福知山市介護保険条例の一部を改正する条例	4 ~ 5 P
8	福知山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例等の一部を改正する条例	5 ∼13 P
9	福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13 P
10	福知山市ファームガーデンやくの条例の一部を改正する条例	13~14 P
11	福知山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例	14~15 P

12	福知山市立体育館条例等の一部を改正する条例	15~16 P
13	福知山市民運動場条例の一部を改正する条例	16 P
14	福知山市夜久野町体育施設条例の一部を改正する条例	16~17 P

1 福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例及び福知山市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する 条例の一部を改正する条例(一部改正)【職員課】

1 改正の理由

市長等の給料月額の減額を行うこと等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1)福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例の 一部改正(改正条例第1条関係)

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間、市長の給料月額について10パーセント、副市長及び教育長の給料月額について5パーセントの減額を行うこととした。

(附則第33項関係)

(2)福知山市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部改正(改正条例第2条関係)

市長等の退職手当の算定に当たり、(1)を適用しないこととした。

(附則第4項関係)

- 3 施行期日 令和3年4月1日
- |2| 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(一部改正)【保険 | 年金課】
 - 1 改正の理由

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の規定の 整理を行う必要がある。

- 2 改正の内容
- (1) 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定に当たり、長期譲渡所得の 金額について、低未利用土地等を譲渡した場合、特別控除後の金額とすること とした。

(第12条関係)

(2) 地方税法の改正により基礎控除額が10万円引き上げられることに伴い、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとした。

(第18条の2関係)

(3) 65歳以上の者の公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例について、 引き続き適用となるよう文言の整理を行うこととした。

(附則第2条関係)

- (4) 新型コロナウイルス感染症の定義について、文言の整理を行うこととした。 (附則第5条関係)
- 3 施行期日 公布の日

3 福知山市認定こども園条例(新規)【子ども政策室】

1 制定の理由 福知山市認定こども園を設置するため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

(1)本市は、小学校就学の始期に達するまでの子どもに対する教育及び保育並び に保護者に対する子育て支援を総合的に提供するため、福知山市認定こども園 (以下「認定こども園」という。)を設置することとした。

(第1条関係)

(2) 認定こども園の名称、所在地及び定員について定めることとした。

(第2条関係)

(3) 認定こども園に置く職員について定めることとした。

(第3条関係)

(4) 認定こども園の申込手続について定めることとした。

(第4条関係)

(5) 認定こども園の入園の資格について定めることとした。

(第5条関係)

(6) 認定こども園の入園の不承諾について定めることとした。

(第6条関係)

(7) 認定こども園の利用者負担額について定めることとした。

(第7条関係)

- 3 施行期日 令和3年4月1日
- 4 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(一部改正)【学校教育課】
 - 1 改正の理由

個人番号及び特定個人情報を利用する事務の追加に伴い、所要の規定の整備を 行う必要がある。

- 2 改正の内容
- (1)特別支援教育就学奨励事業で支弁区分の確認のため、個人番号及び特定個人情報を利用する事務を追加することとした。

(別表第1関係)

(2)教育委員会が市長に対し、特別支援教育就学奨励事業の支弁区分の確認のために地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるものの提供を求めた場合、市長は教育委員会に当該情報を提供できることとした。

(別表第3関係)

- 3 施行期日 令和3年4月1日
- | 5 | 福知山市総合福祉会館条例の一部を改正する条例(一部改正)【社会 福祉課】
 - 1 改正の理由

福知山市総合福祉会館に新たに会議室を設けることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

第24号室(会議室)を設けることとし、基本利用料金について定めることと した。

- 3 施行期日 令和3年4月1日
- 6 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担 額等に関する条例の一部を改正する条例(一部改正)【子ども政策室】
 - 1 改正の理由

福知山市認定こども園を設置することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

- 2 改正の内容
- (1) 福知山市立認定こども園を設置することに伴い、延長保育事業及び一時預かり事業の利用に要する費用について必要な事項を定めることとした。

(第1条関係)

(2)福知山市立認定こども園の用語の定義を定めることとし、文言の整理を行うこととした。

(第2条関係)

(3)福知山市立認定こども園において延長保育事業をすることとし、延長保育料の徴収について定めることとした。

(第7条関係)

(4) 福知山市立認定こども園において保育を受けた月の利用者負担額の納期限に ついて定めることとした。

(第10条関係)

(5) 福知山市立認定こども園における一時預かり料について定めることとし、文言の整理を行うこととした。

(別表第3関係)

- 3 施行期日令和3年4月1日
- | 7 | 福知山市介護保険条例の一部を改正する条例(一部改正)【高齢者福 | 社課】

1 改正の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の規定の整理 を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 令和3年度から令和5年度までの保険料率について定めるとともに、合計所 得金額の算定に当たり、長期譲渡所得の金額について、低未利用土地等を譲渡 した場合、特別控除後の金額とすることとした。

(第4条第1項関係)

(2) 令和3年度から令和5年度までの保険料率の第7段階となる者のうち合計所得金額で判定する場合の基準を210万円未満(10万円増)とし、第8段階となる者のうち合計所得金額で判定する場合の基準を320万円未満(20万円増)とすることとした。

(第4条第1項第7号及び第8号関係)

(3) 令和3年度から令和5年度までの低所得者についての保険料の減額賦課について定めることとした。

(第4条第2項から第4項関係)

(4) 令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例について定めることとした。

(附則第10条関係)

3 施行期日 令和3年4月1日

8 福知山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を 定める条例等の一部を改正する条例(一部改正)【高齢者福祉課】

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1)福知山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年福知山市条例第29号)の一部改正

(改正条例第1条関係)

ア 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な措置を講じなければならないこととし、指定居宅介護支援を提供する に当たり介護保険等関連情報等を活用するよう努めなければならないこと とした。

(第3条関係)

イ 指定居宅介護支援事業者は、前6月間に作成した居宅サービス計画の総数 のうち訪問介護等を位置付けた割合等について説明を行わなければならな いこととした。

(第6条関係)

ウ 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議について、テレビ電話装置等を活用できることとした。

(第15条第9号関係)

エ 市からの求めがあった指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討するなどし、当該計画を市に届け出なければならないこととした。

(第15条第20号の2関係)

オ 指定居宅介護支援事業者は、運営規程に虐待防止措置に関する事項を定めるものとした。

(第20条関係)

カ 指定居宅介護支援事業者は、ハラスメント対策の措置を講じなければならないこととした。

(第21条関係)

キ 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととした。

(第21条の2関係)

ク 指定居宅介護支援事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための措置 を講じなければならないこととした。

(第23条の2関係)

ケ 指定居宅介護支援事業者は、運営規程の概要等を事業所に備え付け、自由 に閲覧させることにより掲示に代えることができることとした。

(第24条関係)

コ 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生等を防止するため、必要な措置を 講じなければならないこととした。

(第29条の2関係)

サ 指定居宅介護支援事業者等は、書面で行うことが規定されているもの等について、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとした。

(第33条関係)

(2) 福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例(平成25年福知山市条例第44号)の一部改正

(改正条例第2条関係)

ア 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の

ため、必要な措置を講じなければならないこととし、指定地域密着型サービスを提供するに当たり介護保険等関連情報等を活用するよう努めなければならないこととした。

(第3条関係)

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、指定夜間対応型訪問介護 事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定療養通所介護事業者、指定認知 知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知 症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者、指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設は、運営規程に虐待防止措置に関する事項を定めなければならな いこととした。

(第31条、第55条、第59条の12、第59条の34、第73条、第100条、第122条、第145条、第168条、第186条関係)

ウ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、ハラスメント対策の措 置を講じなければならないこととした。

(第32条関係)

エ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととした。

(第32条の2関係)

オ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者及び指定地域密着型通所介護事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じなければならないこととした。

(第33条、第59条の16関係)

カ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、運営規程の概要等を事業所に備え付け、自由に閲覧させることにより掲示に代えることができることとした。

(第34条関係)

キ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は介護・医療連携推進会議において、指定地域密着型通所介護事業者は運営推進会議において、指定小規模多養通所介護事業者は安全・サービス提供管理委員会において、指定小規模多機能型居宅介護事業者はサービス担当者会議において、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、指定地域密着型介護老人福祉施設はサービス担当者会議について、テレビ電話装置等を活用できることとした。

(第39条、第59条の17、第59条の36、第87条、第117条第7項、第138条、第157条、第158条、第182条関係)

ク 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生等を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととした。

(第40条の2関係)

ケ オペレーターは専らその職務に従事する者とし、利用者の処遇に支障がない場合は他の業務に従事することができるようにするなど訪問看護員等の 員数について見直すこととした。

(第47条関係)

コ 指定夜間対応型訪問介護事業所が他の指定訪問介護事業所等との密接な 連携をしている場合の勤務体制について定めるとともに、指定夜間対応型訪 問介護事業者はハラスメント対策の措置を講じなければならないこととし た。

(第56条関係)

サ 指定夜間対応型訪問介護事業者は、事業所の所在する建物に居住する利用 者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなけ ればならないこととした。

(第57条関係)

シ 指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福 祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、看護師等の資格 を有しない全ての従業者に対し、認知症介護に係る研修を受講させるための 措置やハラスメント対策の措置を講じなければならないこととした。

(第59条の13、第123条、第146条、第169条、第187条関係)

ス 指定地域密着型通所介護事業者は、避難等の訓練の実施に当たり、地域住 民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

(第59条の15関係)

セ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、他の 職務等に従事することとしても差し支えないこととした。

(第66条関係)

ソ 指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においても、事業所に施設等 が併設されている場合、介護職員等が他の施設等の職務に従事できることと した。

(第82条関係)

タ 過疎地域等において指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、事業者は福知山市介護保険事業計画の終期までに限り、登録定員等を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができることとした。

(第101条関係)

チ 共同生活住居の数が3で、利用者の安全性が確保されている等と認められ

るときは、夜間及び深夜の時間帯に配置する介護従業者の員数は、2人以上 とすることができることとした。

(第110条第1項関係)

ツ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事業所ごとに介護支援専門員である計画作成担当者を専らその職務に従事させるようにしなければならないこととした。

(第110条第5項関係)

テ サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援 専門員である計画作成担当者に代えて厚生労働大臣が定める研修を修了し ている者を置くことができることとした。

(第110条第9項関係)

ト 共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型 共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における 共同生活住居の管理者をもって充てることができることとした。

(第111条関係)

ナ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数を1以上3以下とすることとし、サテライト型にあっては1又は2とすることとした。

(第113条関係)

二 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に外部の者による評価又は運営推進協議会における評価を受け、結果を公表し、改善を図らなければならないこととした。

(第117条第8項関係)

ヌ 指定地域密着型介護老人福祉施設等に原則として栄養士又は管理栄養士を置くこととし、サテライト型居住施設の生活相談員については指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設が本体施設である場合は置かないことができること等とした。

(第151条関係)

ネ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養管理を計画的に行わなければならないこととした。

(第163条の2関係)

ノ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔衛生の管理を計画的に 行わなければならないこととした。

(第163条の3関係)

ハ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、感染症等の防止のための対策を検討 する委員会について、テレビ電話装置等を活用できることとし、感染症等の 防止のための訓練を実施しなければならないこととした。

(第171条関係)

ヒ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故発生の防止のための委員会について、テレビ電話装置等を活用できることとし、担当者を置かなければなら

ないこととした。

(第175条関係)

フ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準の居室について、一のユニットの入居定員を原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとし、一の居室の床面積等を10.65平方メートル以上とし、2人定員の場合は21.3平方メートル以上とすることとした。

(第180条関係)

へ 指定地域密着型サービス事業者等は、書面で行うことが規定されているもの等について、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとした。

(第203条関係)

ホ 文言の整理を行うこととした。

(第6条、第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第64条、第65条、第80条、第83条、第108条、第121条、第128条、第149条、第177条、第189条、第191条、第202条、附則第6条関係)

(3)福知山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平 成26年福知山市条例第25号)の一部改正

(改正条例第3条関係)

ア 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な措置を講じなければならないこととし、指定介護予防支援を提供する に当たり介護保険等関連情報等を活用するよう努めなければならないこと とした。

(第3条関係)

イ 指定介護予防支援事業者は、運営規程に虐待防止措置に関する事項を定め るものとした。

(第19条関係)

ウ 指定介護予防支援事業者は、ハラスメント対策の措置を講じなければなら ないこととした。

(第20条関係)

エ 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時における業務継続 計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととした。

(第20条の2関係)

オ 指定介護予防支援事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じなければならないこととした。

(第22条の2関係)

カ 指定介護予防支援事業者は、運営規程の概要等を事業所に備え付け、自由 に閲覧させることにより掲示に代えることができることとした。

(第23条関係)

キ 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生等を防止するため、必要な措置を 講じなければならないこととした。

(第28条の2関係)

ク 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議について、テレビ電話装 置等を活用できることとした。

(第32条関係)

ケ 指定介護予防支援事業者は、書面で行うことが規定されているもの等について、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとした。

(第35条関係)

(4)福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例(平成25年福知山市条例第45号)の一部改 正

(改正条例第4条関係)

ア 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の 防止等のため、必要な措置を講じなければならないこととし、指定地域密着 型介護予防サービスを提供するに当たり介護保険等関連情報等を活用する よう努めなければならないこととした。

(第3条関係)

イ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、他の職務等に従事することとしても差し支えないこととした。

(第10条関係)

ウ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、運営 規程に虐待防止措置に関する事項を定めなければならないこととした。

(第27条、第57条、第80条関係)

エ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者は、看護師等の資格を有しない全ての従業者に対し、 認知症介護に係る研修を受講させるための措置やハラスメント対策の措置 を講じなければならないこととした。

(第28条、第81条関係)

オ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととした。

(第28条の2関係)

カ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、避難等の訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

(第30条関係)

キ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症の予防及びまん延の 防止のための措置を講じなければならないこととした。

(第31条関係)

ク 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、運営規程の概要等を事業所 に備え付け、自由に閲覧させることにより掲示に代えることができることと した。

(第32条関係)

ケ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生等を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととした。

(第37条の2関係)

コ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は運営推進会議について、指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者はサービス担当者会議について、指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は身体的拘束等の適正化のた めの対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用できることと した。

(第39条、第49条、第78条関係)

サ 指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においても、事業所に施設等が併設されている場合、介護職員等が他の施設等の職務に従事できることとした。

(第44条関係)

シ 過疎地域等において指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営 に必要であると市が認めた場合は、事業者は福知山市介護保険事業計画の終 期までに限り、登録定員等を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 提供を行うことができることとした。

(第58条関係)

ス 共同生活住居の数が3で、利用者の安全性が確保されている等と認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に配置する介護従業者の員数は、2人以上とすることができることとした。

(第71条第1項関係)

セ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、事業所ごとに介護支援 専門員である計画作成担当者を専らその職務に従事させるようにしなけれ ばならないこととした。

(第71条第5項関係)

ソ サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所については、 介護支援専門員である計画作成担当者に代えて厚生労働大臣が定める研修 を修了している者を置くことができることとした。

(第71条第9項関係)

タ 共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所 における共同生活住居の管理者をもって充てることができることとした。

(第72条関係)

チ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数を1 以上3以下とすることとし、サテライト型にあっては1又は2とすることと した。

(第74条関係)

ツ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に外部の者による評価又は運営推進協議会における評価を受け、結果を公表し、改善を図らなければならないこととした。

(第87条関係)

テ 指定地域密着型介護予防サービス事業者等は、書面で行うことが規定されているもの等について、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとした。

(第91条関係)

ト 文言の整理を行うこととした。

(第8条、第9条、第45条、第65条、第79条、第86条関係)

3 施行期日

令和3年4月1日((1) エのみ令和3年10月1日)

9 福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(一

部改正)【市民病院総務課】

- 1 改正の理由
 - 一般社団法人日本神経学会の標ぼう診療科名の変更に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容

市立福知山市民病院の診療科名のうち、神経内科を脳神経内科に改めることとした。

(第3条第2項第1号関係)

- 3 施行期日
 - 令和3年4月1日
- |10| 福知山市ファームガーデンやくの条例の一部を改正する条例(一部

改正)【夜久野支所】

1 改正の理由

福知山市ファームガーデンやくのの管理を指定管理から直接管理とすること に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1)福知山市ファームガーデンやくのの拠点施設(以下「施設」という。)のうち農林水産物処理加工施設(やくの花あずき館)を普通財産にすることに伴い、規定から削ることとした。

(第3条関係)

(2) 施設の開館時間について、農林水産物処理加工施設の規定を削るとともに、 指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第4条関係)

- (3) 指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。 (第5条、第8条、第13条関係)
- (4)使用の許可が必要な施設について明確にするとともに、指定管理から直接管理とすることによる文言の整理を行うこととした。

(第6条関係)

(5) 指定管理から直接管理とすることにより、施設の使用料を定めるとともに、 文言の整理を行うこととした。

(第10条、別表関係)

- (6) 文言の整理を行うこととした。 (第7条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条関係)
- 3 施行期日 令和3年4月1日

11 福知山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(一部改正)【都市・交通課】

1 改正の理由

福知山都市計画に佐賀地区整備計画を定めることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 別表第1に佐賀地区整備計画区域を加えることとした。

(別表第1関係)

(2) 別表第2に佐賀地区整備計画区域を加えることとし、建築物の制限について 定めることとした。

(別表第2関係)

- 3 施行期日 令和3年4月1日
- | 12 | 福知山市立体育館条例等の一部を改正する条例(一部改正)【文化・スポーツ振興課】
 - 1 改正の理由 認定こども園の設置に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
 - 2 改正の内容
 - (1)福知山市立体育館条例(昭和48年福知山市条例第4号)の一部改正 (改正条例第1条関係)
 - ア 福知山市民体育館の基本利用料金の2分の1の額を徴収する場合の対象 に認定こども園を加えることとした。

(別表第1関係)

イ 福知山市立体育館(福知山市民体育館を除く。)の基本使用料の2分の1 の額を徴収する場合の対象に認定こども園を加えることとした。

(別表第2関係)

(2)福知山市大江町体育施設条例(平成17年福知山市条例第149号)の一部 改正

(改正条例第2条関係)

福知山市大江町体育施設の基本使用料の2分の1の額を徴収する場合の対象に認定こども園を加えることとした。

(別表関係)

(3) 福知山北部地域多目的グラウンド条例の一部を改正する条例(令和2年福知山市条例第19号)の一部改正

(改正条例第3条関係)

福知山北部地域多目的グラウンドの基本利用料金の2分の1の額を徴収する場合の対象に認定こども園を加えることとした。

(別表関係)

- 3 施行期日
- (3) 公布の日
- (1) 及び(2) 令和3年4月1日

13 福知山市民運動場条例の一部を改正する条例(一部改正)【文化・スポーツ振興課】

1 改正の理由

福知山市民運動場庭球場を廃止すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

- 2 改正の内容
- (1) 福知山市民運動場庭球場を廃止するため、利用時間に係る規定から庭球場を 削ることとした。

(第5条関係)

(2) 市長が特に必要と認めた場合、市民運動場を利用する者は利用料金を後納とすることができることとした。

(第8条関係)

(3) 福知山市民運動場の利用料金の表のうち、庭球場を削るとともに、基本利用料金の2分の1の額を徴収する場合の対象に認定こども園を加えることとした。

(別表関係)

- 3 施行期日 令和3年4月1日
- 14 福知山市夜久野町体育施設条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【文化・スポーツ振興課】

1 改正の理由

福知山市夜久野町畑夜間照明施設を廃止すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

- 2 改正の内容
- (1) 福知山市夜久野町体育施設の表のうち、福知山市夜久野町畑夜間照明施設を

削ることとした。

(第2条関係)

(2)福知山市夜久野町体育施設使用料の表のうち、福知山市夜久野町畑夜間照明施設を削るとともに、基本使用料の2分の1の額を徴収する場合の対象に認定こども園を加えることとした。

(別表関係)

3 施行期日 令和3年4月1日